広島市中央卸売市場業務条例(抜粋)

第5章の2 中央卸売市場開設運営協議会

(設置)

第74条の2 法第13条第1項及び法第13条の2第1項の規定に基づき、広島市中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第74条の3 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査 審議するものとする。
 - (1) 市場の開設に関すること。
 - (2) 市場の施設の整備に関すること。
 - (3) 市場の業務の運営に関すること。
 - (4) 売買取引に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 協議会は、この条例、この条例に基づく規則及びこの条例に基づき市長が定めるものの改正(法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に係るものに限る。)並びに市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第74条の4 協議会は、委員20人以内をもつて組織する。
- 2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び生鮮 食料品等の生産、流通又は消費について学識経験を有する者のうちから、 市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第74条の5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第74条の6 第74条の2から前条までに定めるもののほか、協議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。